吸収分割に関する事前開示書類

2024年7月24日

株式会社アスコット

2024年7月24日

東京都渋谷区神宮前三丁目1番30号
株式会社アスコット
代表取締役 中林 毅

吸収分割に係る事前開示書類

（吸収分割会社/会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項）

当社（以下「アスコット」という。）は、2024年7月24日付でアスコットを分割会社、アスコット・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「ＡＩＭ」という。）を承継会社とする吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2024年11月1日として、アスコットが不動産ファンド事業に関して有する権利義務をＡＩＭに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行うことにいたしましたので、会社法の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収分割契約の内容

吸収分割契約の内容は、別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。

なお、本吸収分割は、アスコットにおいては会社法第784条第2項に定める簡易分割の要件を満たすため、また、ＡＩＭにおいては会社法第796条第1項に定める略式分割の要件を満たすため、アスコット及びＡＩＭにおいて株主総会決議の承認を受けずに行うこととなります。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

ＡＩＭは、本吸収分割に際して、アスコットに対して、株式その他の金銭等を交付しません。アスコットは、ＡＩＭがアスコットの完全子会社であることに鑑み、相当であると判断しております。なお、ＡＩＭにおいて資本金及び準備金の額は変動しません。

3. 会社法第758条第8号に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２「ＡＩＭの最終事業年度に係る計算書類等の内容」のとおりです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

分割会社であるアスコット及び承継会社であるＡＩＭのそれぞれの資産及び負債について、本吸収分割の効力発生日以後における両社の債務（ＡＩＭの債務は、分割会社であるアスコットが本吸収分割により承継会社ＡＩＭに承継させるものに限ります。）の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないと判断しております。

以上

【別紙１「吸収分割契約書」】



吸収分割契約書

株式会社アスコット（以下「甲」という。）とアスコット・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「乙」という。）は、甲が不動産ファンド事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）
甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する第 3 条に定める権利義務を、効力発生日（第 6 条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第 2 条（商号及び住所）
本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。
(1) 吸収分割会社（甲）
商　号：株式会社アスコット
住　所：東京都渋谷区神宮前三丁目 1 番 30 号
(2) 吸収分割承継会社（乙）
商　号：アスコット・インベストメント・マネジメント株式会社
住　所：東京都渋谷区神宮前三丁目 1 番 30 号

第 3 条（承継する権利義務）
1. 本分割により乙が甲から承継する権利義務（以下「本権利義務」という。）は、効力発生日における本事業に関する一切の資産、負債、契約上の地位（但し、雇用契約上の地位を除く。）、その他権利義務とする。甲は、2024 年 10 月 20 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において乙に承継させるものとする。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、重畳的債務引受の方法による。
4. 乙において本事業に従事する者は、甲の労働者を甲に在籍させたまま、乙の労働者として乙の業務に従事させる（以下「出向」という。）ものとし、出向の条件等については効力発生日までに、甲及び乙が協議のうえ出向協定書等により取り決めるものとする。なお、乙へ出向する甲の従業員は、甲において本事業に従事している従業員全員を対象とし、関連法令により個々の従業員に対して通知や同意を要する場合には、甲及び乙が相互に協力してこれを行う。

第 4 条（分割対価の交付）
乙は、甲が乙の完全親会社に該当するため、本分割では、甲に対して一切の対価を交付しない。

第 5 条（乙の資本金及び準備金）
乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第 6 条（効力発生日）
本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024 年 11 月 1 日とする。但し、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 7 条（分割承認決議等）
甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本分割に必要な事項に関する機関決定を行うほか、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第 8 条（競業避止義務）
甲は、乙が承継する本事業について、競業避止義務（会社法第 21 条に定める競業避止義務を含むが、これに限られない。）を負わない。

第 9 条（本分割の条件）
本分割は、次に掲げる事項が全て充足したことを条件とする。
(1) 第 7 条に定める機関決定が得られたこと。
(2) 効力発生日の前日までに本分割の効力発生後に乙が本事業を実施するために関連法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認又は許認可等が得られていること。

第 10 条（善管注意義務）
甲は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第 11 条（費用・公租公課）
本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意をする場合を除き、各自の負担とする。

第 12 条（本契約の変更、解除及び終了）
1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合、又は第 9 条に定める前提条件のいずれかが充足されないおそれがある場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。
2. 本契約は、効力発生日（第 6 条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。）までに第 9 条各号に掲げる条件が充足しなかった場合には、その効力を失う。

第 13 条（協議事項）
本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書 1 通を作成し、甲乙双方記名押印の上甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保有する。

2024 年 7 月 24 日

甲：　東京都渋谷区神宮前三丁目 1 番 30 号
株式会社アスコット
代表取締役　中林　毅

乙：　東京都渋谷区神宮前三丁目 1 番 30 号
アスコット・インベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役　大石　章

【別紙2「AIMの最終事業年度に係る計算書類等の内容」】

貸借対照表

（2023年9月30日現在）

アスコット・インベストメント・マネジメント株式会社　　（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 75,463,940 】	**【流動負債】**	【 202,979 】
現金及び預金	75,463,858	買掛金	0
未収入金	82	未払金	22,979
前払費用	0	未払費用	0
その他	0	未払法人税等	180,000
【固定資産】	【 2,186,328 】	預り金	0
（有形固定資産）	（ 1,082,654 ）	その他	0
建物	0	**【固定負債】**	【 0 】
減価償却累計額	0	預り保証金	-
建物附属設備	816,886	負債合計	202,979
建附減価償却累計額	△ 13,682	純資産の部	
工具器具備品	310,500	**【株主資本】**	【 77,447,289 】
器具備品減価償却累計額	△ 31,050	資本金	80,000,000
（無形固定資産）	（ － ）	（資本剰余金）	（ 0 ）
（投資その他の資産）	（ 1,103,674 ）	資本準備金	0
出資金	30,000	（利益剰余金）	（ △ 2,552,711 ）
差入保証金	600,000	利益準備金	0
長期前払費用	473,674	繰越利益剰余金	△ 2,552,711
		純資産合計	77,447,289
資産合計	77,650,268	負債・純資産合計	77,650,268

損　益　計　算　書

自　2022年10月1日
至　2023年9月30日

アスコット・インベストメント・マネジメント株式会社　　（単位：円）

科目		金額
【売上高】		
売　上　高		-
【売上原価】		
売　上　原　価		-
売　上　総　利　益		0
【販売費及び一般管理費】		2,309,277
営　業　利　益		△ 2,309,277
【営業外収益】		
受　取　利　息	538	
雑　収　入	0	538
【営業外費用】		
支　払　利　息	0	0
経　常　利　益		△ 2,308,739
【特別利益】		-
【特別損失】		-
税引前当期純利益		△ 2,308,739
法人税、住民税及び事業税		180,000
当　期　純　利　益		△ 2,488,739

販売費及び一般管理費

自　2022年10月1日
至　2023年9月30日

アスコット・インベストメント・マネジメント株式会社　（単位：円）

科目	金額
接待交際費	50,000
旅費交通費	1,004
通信費	21,437
消耗品費	5,500
支払報酬	587,592
支払手数料	289,237
保険料	955
租税公課	717,267
諸会費	105,000
修繕費	380,227
減価償却費	44,732
長期前払費用償却	106,326
合計	2,309,277

株主資本等変動計算書

自　2022年10月1日

至　2023年9月30日

アスコット・インベストメント・マネジメント株式会社

(単位：円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
2022年9月30日残高	50,000,000	0	-	0	0	-	-63,972	-63,972	-	49,936,028
事業年度中の変動額										
新株の発行	30,000,000	—	—	—	—	—	—	—	—	30,000,000
剰余金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	-2,488,739	-2,488,739	—	-2,488,739
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	0	0	—	0	0	—	-2,488,739	-2,488,739	—	27,511,261
2023年9月30日残高	80,000,000	0	-	0	0	-	-2,552,711	-2,552,711	-	77,447,289

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
2022年9月30日残高	—	—	—	—	—	49,936,028
事業年度中の変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	30,000,000
剰余金の積立	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	-2,488,739
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	27,511,261
2023年9月30日残高	—	—	—	—	—	77,447,289